

Q1 なぜ使用料を徴収する必要があるのですか。

A 北九州市では、将来的な財政負担の軽減に向けた取り組みとして、公の施設の使用料や減免制度のあり方についての見直しを検討してきました。

学校施設の市民利用に伴う経費（光熱水費や管理経費等）は、「受益と負担」の原則に基づき、利用者の方に一定の負担をお願いすることになりました。

Q2 高齢者への配慮として、減免、回数券、定期券、健康マイレージの利用などの適用はないのですか。

A 学校開放は、「学校教育に支障のない限り」という前提であり、特定の方の繰り返し利用を想定しているものではありません。したがって、回数券や定期券についての適用はありません。

また、高齢者減免は、市立のスポーツ施設においても、個人利用の場合のみ適用が認められており、団体利用の場合は減免制度がありません。学校施設開放の利用は団体であることから、高齢者減免はありません。

同じく健康マイレージも個人利用の際に適用されるものであるため、団体利用を前提とした学校施設開放への適用はありません。

Q3 徴収した使用料は、何に使われるのですか。

A 市の使用料収入となります。

教育委員会としては、子ども達の教育環境の整備のために、できる努力をしていきたいと考えています。

Q4 子どもと大人が混在して使用する場合は減免対象になりますか。

A 主として幼児、児童、生徒で構成された団体が使用する場合は全額減免（無料）となります。

Q5 利用者の中に障害のある人がいる場合は減免対象になりますか。

A 主として障害のある人で構成された団体が使用する場合は全額減免（無料）となります。

Q6 使用料はどのように納付するのですか。

A コンビニで納付券を購入していただきます。

北九州市内のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート（取扱店舗が限定されています。）、で購入できます。納付券を指定の用紙（日誌）に貼って提出していただきます。

Q7 納付券は何種類ありますか。

A 100円、200円、400円、800円の4種類があります。

Q8 納付券の使用期限はありますか。

A 期限はありません。

Q9 納付券の払い戻し等はできますか。

A 原則できません。しかし、納付券を購入して保持しているが、登録団体が解散し無くなって、今後使用する機会がないといった場合などは払戻しができます。

Q10 年度途中で団体登録できますか。

A 年度途中で団体登録はできます。ただし、学校施設の使用状況によっては、お断りすることがありますので、予めご了承ください。

Q11 一度だけの使用でも団体登録が必要ですか。

A 登録が必要です。各区コミュニティ支援課で登録手続きを行ってください。

Q12 登録したときと違う種目で使用したい場合は、どうすればいいのですか。

A 1団体につき登録できるのは1種目のみですので、登録時と違う種目で使用したい場合は、登録変更の手続きが必要です。

Q13 登録の期限はありますか。

A 登録証の有効期限は登録を受けた日の属する年度の末日までです。継続して使用する場合でも、年度初めに更新する必要があります。

Q14 登録した団体が他の団体と試合や合同練習をすることはできますか。また、その場合の使用料はどうなりますか。

A 学校施設開放事業では、区コミュニティ支援課に登録した団体が使用し、また、使用料については、申請団体ごとに支払っていただくことになっています。登録団体が他の団体とトラブル等起こらないよう事前に協議して試合や合同練習を行う場合は、申請した登録団体の責任により学校施設を使用できることとします。また、使用料は、申請した登録団体1団体分の支払いとします。使用人数は、試合や合同練習の相手方の人数も含めて日誌に記載してください。

Q15 納付券を提出しない場合はペナルティがありますか。

A 学校施設を使用した翌月の末日までに提出がなければ文書を発送し、その文書に指定されている期限までに提出がない場合は、使用した日の3ヵ月後の日が属する月の初日からの使用ができなくなります。また、団体登録が取り消しになり、その場合は、年度内は再登録はできません。納付券が未提出のままの場合は、新年度になっても登録はできません。